



## ● 計画策定の背景と目的

令和5（2023）年4月1日に「子ども基本法」が施行され、同日、子ども家庭庁が発足しました。そして、令和5（2023）年12月、子ども施策の基本的な方針を定める「子ども大綱」が閣議決定されました。

国の動向を踏まえ、本市の状況にあわせて本計画を策定することにより、本市の全ての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会（子どもまんなか社会）の実現に向けた取組を推進します。

### 「子どもまんなか社会」とは

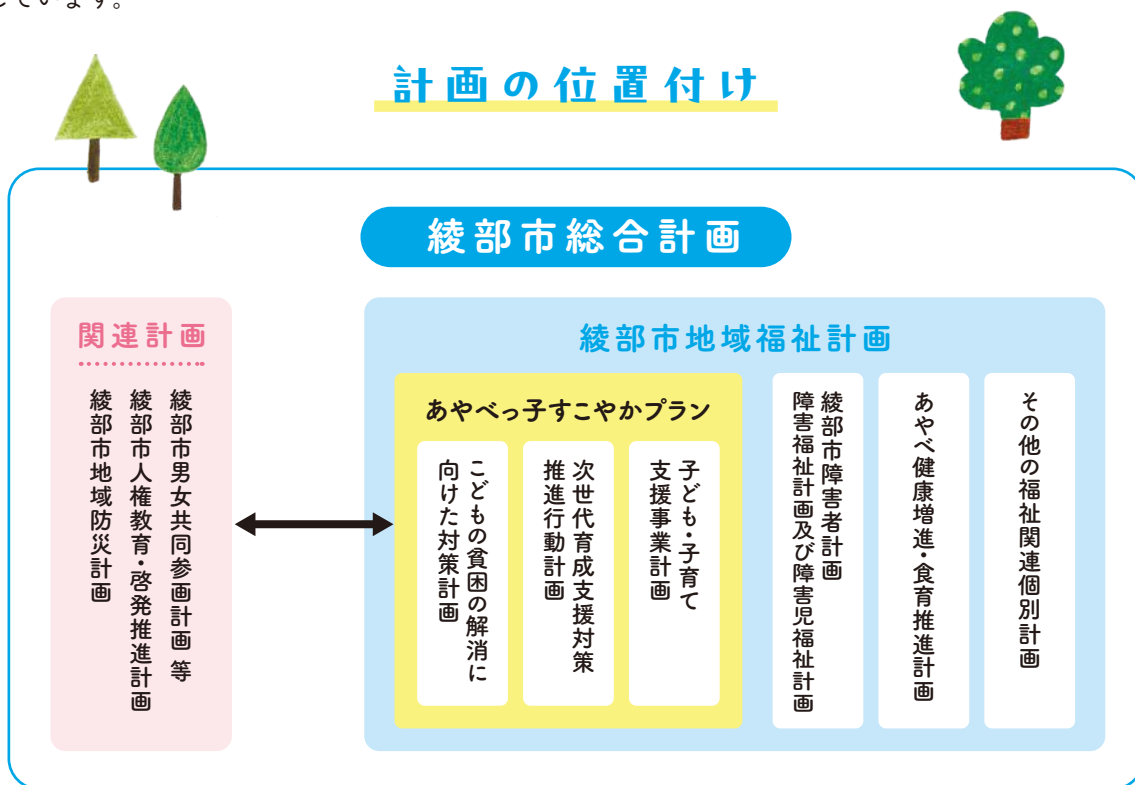
全ての子ども・若者が、日本国憲法、子ども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会のこと。

### 「子ども大綱」の基本的な方針

- 1 子ども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- 2 子どもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- 3 子どもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- 4 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全ての子ども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- 5 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- 6 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

## ● 計画の位置付け

子ども・子育て支援法第61条に規定する「子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法第8条に規定する「次世代育成支援対策推進行動計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に規定する「こどもの貧困の解消に向けた対策計画」の3計画を一体的に策定して「あやべっ子すこやかプラン」と称しています。



## ● 計画期間

計画期間は、令和7（2025）年度～令和11（2029）年度の5年間とします。ただし、計画期間中であっても、国や京都府の動向等により見直しが必要となった場合は適宜修正を行うこととします。

なお、包含する「こどもの貧困の解消に向けた対策計画」は、今後策定される「綾部市子ども計画」の計画期間の始期にあわせて、「あやべっ子すこやかプラン」から移行することとします。

## ● 計画の対象

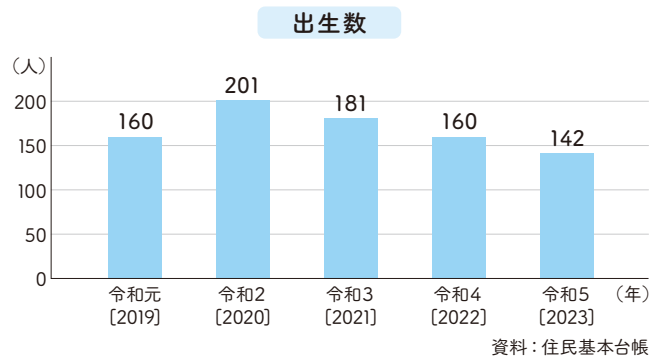
本計画における「こども（子ども）」とは、乳幼児から概ね18歳までの児童生徒とし、市内のすべてのこどもと子育て家庭を対象とします。

なお、本計画における「こども（子ども）」の表現については、法令や固有名詞については「子ども」と表現し、それ以外については「こども」と表現しています。

# ●市の状況

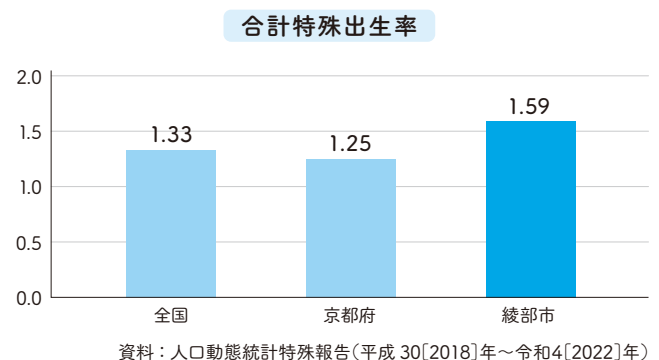
## || 出生数の推移

近年、出生数は減少で推移しており、令和5（2023）年は142人となっています。



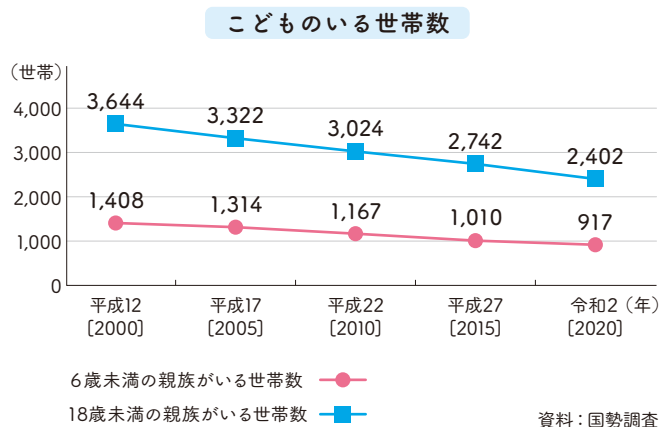
## || 合計特殊出生率

一人の女性が一生の間に産むこどもの数に相当する合計特殊出生率を見ると、本市は全国及び京都府と比べて高くなっています。



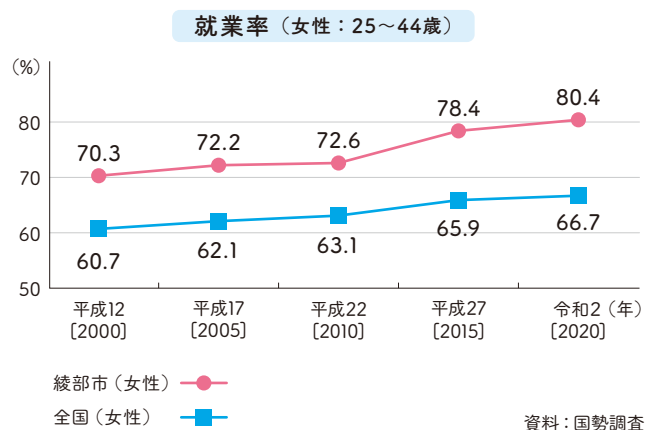
## || こどものいる世帯数の状況

こどものいる世帯数は、減少傾向で推移しています。



## || 女性の就労状況

子育ての中心世代（25～44歳）の女性就業率を見ると増加傾向にあり、全国平均を超えて推移しています。



## ● 計画の基本理念



### 基本理念

すべてのこどもが心豊かに成長でき、  
誰もが安心してこどもを産み育てられ、  
地域社会全体が応援するまちづくりの推進



## ● 施策の展開

### 基本的方向Ⅰ すべてのこどもたちが心豊かに成長や発達できるまちづくり

- 次代を担う綾部市のこどもたちが生きる力と豊かな心を育み、また、家庭を築きこどもを産み育てることの意義と喜びに理解を深めることができるよう、学校教育や保育環境の充実を図ります。
- こどもの人権に対する理解を高め、こどもの成長段階や家庭環境、障害の有無など個々の状況に応じた支援を行うとともに、児童虐待対策の強化や、こどもの貧困の解消に向けた対策に取り組みます。

基本目標	基本施策
(1) こどもの人権を大切にす まちづくりの推進	① 互いの人権を尊重する態度の育成に向けた啓発活動の充実 ② こどもが体験や発表をする機会の充実
(2) こどもの心身の健やかな 成長を図るための教育や保育 の充実	① 就学前教育・保育の充実 ② さまざまな体験活動の充実 ③ 親子のふれあい活動の充実 ④ 文化・スポーツ・レクリエーション活動の充実 ⑤ 子育て施設の整備や充実
(3) 援護が必要なこどもたちの 成長や発達を保障する まちづくりの推進	① 児童虐待防止対策の強化 ② 社会的養護を必要とする児童生徒・家庭への支援 ③ ひとり親家庭への支援の充実 ④ 障害のあるこどもの施策の推進 ⑤ いじめや不登校等、生きづらさを抱える児童生徒への支援の充実 ⑥ 外国籍・帰国児童生徒への支援
(4) こどもの貧困の解消に向けた 支援の推進	① こどもの育ちと学びを支える取組の推進 ② 安定した生活を支えるための自立支援の推進 ③ 経済的支援の推進 ④ こどもの貧困の解消に向けた対策連絡会等の庁内連携

## 基本的方向Ⅱ 誰もが安心してこどもを産み育てられるまちづくり

- 保護者の就労や経済状況、こどもの発達の違いなどに関係なく、個々の特性に適した幼児期の教育・保育を提供できるよう、幼稚園・認定こども園・保育所について質・量の両面で充実を図るとともに、放課後児童対策の充実や小学校との連携強化等に取り組みます。
- 家庭の養育機能の低下や子育て家庭が地域で孤立することを防ぐため、教育・保育事業のほか、地域における子育てに関するさまざまな支援や相談・情報提供体制の充実を図ります。さらに、妊娠・出産から子育てへと切れ目のない支援や母子の健康の保持・増進を推進するとともに、仕事と家庭の両立支援、生活環境の整備等に取り組みます。

基本目標	基本施策
(1) 家庭と仕事の両立の推進	① 仕事と子育ての両立のための支援 ② 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
(2) 子育てについての相談や情報提供の充実	① 相談体制の整備や充実 ② 情報提供体制の整備や充実
(3) 多様な子育て支援サービス・保育サービスの充実	① 教育・保育事業、地域の子育て支援サービスの充実 ② 児童の健全育成の推進
(4) 母と子の健康を切れ目なく支援する体制の推進	① 妊娠・出産期から子育て期にわたる切れ目のない支援 ② 「食育」の推進 ③ 思春期保健対策の充実 ④ 小児・産科医療の充実
(5) こどもや子育てに配慮した生活環境の整備	① 子育てに配慮した施設整備の推進 ② 安全・安心なまちづくりの推進 ③ 子育て家庭の経済的負担に対する軽減策の充実

## 基本的方向Ⅲ 地域社会が一体となって、子育て家庭を支援するまちづくり

- 地域の子育て機能の強化を図るため、子育てグループによる活動を支援するとともに、地域のさまざまな資源を活用し、地域社会が一体となった子育て支援活動を推進します。
- 地域の支え合いの中で、地域社会が一体となってこどもの育ちや親の子育てを見守ることで、児童虐待の予防をはじめ、犯罪、事故、災害等からこどもたちを守れるように取り組みます。

基本目標	基本施策
(1) こどもの安全の確保	① こどもの交通安全を確保するための活動の推進 ② こどもを犯罪等の被害から守るための活動の推進 ③ こどもを災害から守るための活動の推進
(2) 子育て仲間づくりへの支援	① 子育てサークルに対する支援の充実 ② 子育て家庭が交流する機会の充実 ③ 子育て支援のための地域ネットワークの推進
(3) 地域における子育て資源の有効活用	① 地域に開かれた学校・園づくり ② 地域での交流活動の充実 ③ 子育て支援のための人材の確保や育成

# ● 量の見込みと確保方策

## (1) 教育・保育事業の量の見込みと確保方策

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
1号認定（3～5歳児／幼稚園・認定こども園の幼稚園機能を利用）						
	量の見込み（人）	92	92	81	77	73
	確保方策（人）	195	195	195	195	195
2号認定（3～5歳児／保育所・認定こども園を利用）						
	量の見込み（人）	447	446	395	373	354
	確保方策（人）	526	526	526	526	526
3号認定（0～2歳児／保育所・認定こども園・地域型保育事業を利用）						
0歳児	量の見込み（人）	75	78	78	77	76
	確保方策（人）	75	75	75	75	75
1歳児	量の見込み（人）	86	105	111	110	108
	確保方策（人）	123	123	123	123	123
2歳児	量の見込み（人）	150	101	124	130	129
	確保方策（人）	156	156	156	156	156

## (2) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
利用者支援事業						
	量の見込み（か所）	1	1	1	1	1
地域子育て支援拠点事業						
	量の見込み（人日）	23,847	23,178	22,509	21,983	21,266
	確保方策（人日）	23,847	23,178	22,509	21,983	21,266
妊婦健康診査						
	量の見込み（人）	243	241	238	235	231
	確保方策（人）	243	241	238	235	231
乳児家庭全戸訪問事業						
	量の見込み（人）	144	150	149	147	145
	確保方策（人）	144	150	149	147	145
養育支援訪問事業						
	量の見込み（人）	39	39	39	39	39
	確保方策（人）	40	40	40	40	40
子育て短期支援事業〔ショートステイ〕						
	量の見込み（人日）	1	1	1	1	1
	確保方策（人日）	1	1	1	1	1
子育て短期支援事業〔トワイライトステイ〕						
	量の見込み（人日）	2	2	2	2	2
	確保方策（人日）	2	2	2	2	2
ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）						
	量の見込み（人日）	187	183	178	174	168
	確保方策（人日）	325	325	325	325	325

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
一時預かり事業〔①幼稚園・認定こども園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）〕						
	量の見込み（人日）	16,809	16,778	14,853	14,028	13,294
	確保方策（人日）	16,809	16,778	14,853	14,028	13,294
一時預かり事業〔②その他の一時預かり〕						
	量の見込み（人日）	1,078	1,048	1,017	994	961
	確保方策（人日）	1,078	1,048	1,017	994	961
時間外保育事業（延長保育事業）						
	量の見込み（人）	171	167	162	158	153
	確保方策（人）	171	167	162	158	153
病児・病後児保育事業						
	量の見込み（人日）	130	127	124	121	117
	確保方策（人日）	1,320	1,320	1,320	1,320	1,320
放課後児童健全育成事業（放課後学級）						
量の見込み（人）	1年生	145	120	120	116	118
	2年生	131	129	106	107	103
	3年生	120	118	117	96	97
	4年生	84	93	92	91	75
	5年生	61	58	64	64	63
	6年生	37	39	37	41	41
	計	578	557	536	515	497
確保方策（人）	1年生	145	120	120	116	118
	2年生	131	129	106	107	103
	3年生	120	118	117	96	97
	4年生	84	93	92	91	75
	5年生	61	58	64	64	63
	6年生	37	39	37	41	41
	計	578	557	536	515	497
子育て世帯訪問支援事業						
	量の見込み（人日）	120	120	120	120	120
	確保方策（人日）	120	120	120	120	120
親子関係形成支援事業						
	量の見込み（人）	10	10	10	10	10
	確保方策（人）	10	10	10	10	10
妊婦等包括相談支援事業						
	量の見込み（回）	399	414	411	408	402
	確保方策（回）	399	414	411	408	402
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）						
0歳児	量の見込み（人）	-	2	2	2	2
	確保方策（人）	-	2	2	2	2
1歳児	量の見込み（人）	-	2	2	2	2
	確保方策（人）	-	2	2	2	2
2歳児	量の見込み（人）	-	2	2	2	2
	確保方策（人）	-	2	2	2	2
産後ケア事業						
	量の見込み（人日）	136	142	141	139	137
	確保方策（人日）	154	154	154	154	154

※乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、本市では令和8（2026）年から実施予定。

## あやべっ子すこやかプラン【概要版】

編集・発行 綾部市健康こども部子育て支援課 住所：〒623-8501 京都府綾部市若竹町8番地の1  
TEL：0773-42-4252 FAX：0773-42-4406 発行年月：令和7（2025）年3月